憲法をくらしの中に生かして育てて

―五月三日は憲法記念日―

5月3日は、平和憲法といわれる日本国憲法が施行された日（昭和22年5月3日）を記念する国民の祝日です。また、5月1日から7日までは「憲法週間」で、全国的にいろいろな行事がくりひろげられています。

新しいみどりの季節とともに、明るく力強い私たちの憲法が生まれてから、ことしで29年目になりました。

毎年、この祝日の休みを利用して、前文から第十章の最高法規までの99か条を丹念に読み直すという人がいます。29年もたって、いまだに国会で憲法論議がさかんだということは、憲法がどれだけ私たちにとって大切なものか、ということの証拠です。

毎日みる新聞やテレビのニュースの中に、国際間のきびしい問題から個人の権利義務の問題まで、国の基本法といわれる憲法にかかわりのない問題はありません。

こんな問題を、自分なりに考えてみるとき、憲法を読み直してその判断のよりどころにしたいものですが〝とても憲法なんて…〟などと敬遠されがちです。でもせめて「前文」だけでも読み直してみたらいかがでしょう。そこには私たちのよくいう「基本的人権」「戦争放棄」「主権在民」などの主旨が書いてあります。

野や山が緑一色に包まれる5月は、大型連休ではじまります。この機会に、国の基本法といわれる憲法をもう一度読み直し、憲法の精神をかみしめながら、憲法に対する理解をさらに深め合ってみようではありませんか。

今号は、日本国憲法から主な条文を抜すいしてみました。

〝読み直そう〟基本法

判断のよりどころに

日本国憲法

（抜すい）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。（以下略）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

（以下略）

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国民の権利及び義務

〔基本的人権の享有〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由・権利の保持の責任と濫用の禁止〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔法の下の平等・貴族制度の否認・栄典の授与〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔請願権〕

第十五条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔国及び公共団体の賠償責任〕

第十六条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役からの自由〕

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会・結社・表現の自由、通信の秘密〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住・移転・職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び転業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権・国の社会保障義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利・義務教育〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務・勤労条件の基準・児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権・団体交渉権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔法定手続きの保障〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

お買物、ご用命は市内で

カメラのことならおまかせください!!
今が らくらく かえる チャンス!!
カメラクレジット
楽しさは先取り、お支払いはあとから…
3回～20回払い
カメラのサカツメ
本店 新津市本町4丁目5－6 TEL代(2)0045
新町店 新津市新町1丁目2－29 TEL (2)2484
テレビでおなじみCPちゃ

カメラは らくらく 3～20ヵ月払い
店内改装オープン!
新型ポラロイドカメラ店頭実演販売実施中
ミノルタカメラショップ
いい色、ありあり。サクラカラーSⅡ
コダカメラ店
本町2丁目 ☎(2)0583

市長雑感

(68)

新緑とくらしと憲法と

夏というのは「立夏」から「立秋」の前日までという。この立夏が、ことしは五月五日「こどもの日」に当たる。

冬期間が長い裏日本でもこの頃になれば、陽気の不安定な季節からようやく抜け出しやっぱしさわやかな新緑の季節がやってくる。憲法記念日、そしてこどもの日、五月と夏は、新緑と国民の祝日からはじまる。

この祝日は「国民の祝日に関する法律」で決められているものだが、憲法記念日もこどもの日も、ともに国の基本法といわれる「憲法」によっての根本基調がある。

日本の憲法が、終戦直後の二十二年に施行されてからもう三十年近くになるが、当時の日本は敗戦国ゆえ、憲法が制定される過程で、かなり占領軍の力が働いた（押しつけられた）という人がいる。その本位はどうであれ、しかし中味そのものはどうだろう。長い戦争の経験の中で、国民が体験したこと、その体験に一致した要求があらわれてはいないだろうか…。平和と基本的人権の尊重と主権在民という、かってない精神がかよっているとすれば、日本の憲法こそすぐれた、そして国民が誇ってよい憲法であると思う。

私は戦時中だった昔、よく青年の「雄弁大会」などに顔を出し、県外へも選抜を受けて各県の代表者と論争したことがある。しかしその論旨は警察などできびしくチェックされたり、質問を受けたりで〝あやつられる〟とでもいえるいやな体験を今でも忘れることができない。権力という手段によってすべてが抑えられ束縛された時代で、発言などには大変な勇気と注意を払わざるを得なかった。

その点、今日の憲法は、国民だれもが民主的な社会の一員として振舞われるにふさわしいいろいろな権利を保障している。だからといって濫用は許されないが、これを保持し活用していく義務と責任は、まま忘れてはならないことだと思う。そのためにも機会をみて憲法をジックリと考え、くらしの中に生かしていくことが必要なのでは……。

新緑と憲法記念日がくると、いつも私の所懐にある。

志田保

お買物、ご用命は市内で

―サラリーローン―
外に大口も歓迎致します ただし1口50万円以上です
三恵商事新津出張所
大 橋
電話 3～0358番へ是非御相談下さい
新町1丁目㊋自転車店の直ぐ後ろ

100万円まで信用貸OK
不動産担保貸付大歓迎
㈱朝日企業・・・新津連絡所(大橋)
新町1丁目㊋自転車店直ぐ後ろ TEL 3－0358へ